「働き方改革」に向けた専門実践教育訓練給付対象講座の拡充について

今般の「働き方改革」実現のため、働く方の自発的な職業能力開発の強力な支援として、教育訓練給付の給付率の引き上げ

・利便性の向上等の制度改正に併せ、その効果を最大化できるよう、対象講座の拡充を行うこととする。

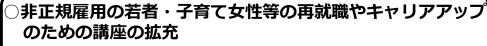
【参考】教育訓練給付に係る制度改正案(労働政策審議会雇用保険部会報告書(平成28年12月)より)

- ・専門実践教育訓練給付の給付率・上限額引き上げ(6割→7割、48万円→56万円)、支給要件緩和(支給要件期間を10年→3年)
- ・教育訓練支援給付金の支給額の引き上げ(基本手当の5割→8割)、暫定措置の延長(平成33年度末まで)
- ・専門実践教育訓練給付・一般教育訓練給付ともに、出産・育児等による場合は、離職後4年以内→10年以内まで、受給可能に

課題

○産業競争力強化・生産性向上に資する分野における 人材育成ニーズへの対応

第四次産業革命を支える人材に求められる「高度IT分野」等のスキ ルを専門実践教育訓練を活用し習得できるようにすることが産業競 争力強化・生産性向上の観点からも、雇用の促進・安定の観点から も重要。



- 非正規雇用の若者、子育で中の女性等のキャリアアップに資すると 考えられる教育訓練受講機会の偏り・量的制約
- 育児・介護等のために自宅を離れにくい者に対し、通学の不要な e-ラーニングの講座により、多様で質の高い教育訓練の機会を提供 することが必要。

○講座の地域偏在

・ 地方部における指定講座数・バリエーション、ひいては受講機 会の限定

当面の対応策

①高度IT技術等に関する講座の拡充

- ・情報処理安全確保支援士資格(平成29年4月より国家資格試験実施予定)、プロ ジェクトマネージャ資格等、特に高度なIT資格の取得を目標とし、受講者が既に 一定の高い能力レベルにあることを前提とした講座に限り、例外的に短時間の講座 を含め指定対象とすることで、労働市場ニーズの高い高度IT人材の育成を推進。
- ・「高度IT分野をはじめとする産業界のニーズの特に高い分野における、産業所管省 庁による認定を受けた職業実践性の高い講座しについて、産業所管省庁による制度 設計の具体化を踏まえ、専門実践教育訓練給付の対象にすることを検討。

②子育て女性等のリカレント講座の拡充

- ・ 出産・育児等のためキャリアを中断した女性の職場復帰・キャリアアップに 資する短期間の講座を拡充。
- ・子育て女性等の職場復帰・キャリアアップにつながる多様な講座を新規開発 し、その成果を全国に普及。

③e-ラーニング講座等の拡充

- IT技術を用いた適切な方法により受講者の本人確認を行うことを要件として、 通学の不要なe-ラーニングの講座も、指定対象とする(一般教育訓練も同 様)。
- ・ 子育て女性や非正規雇用の在職者等にとって受講しやすい、土日・夜間講座の
- 上記のほか、資格制度の創設・設定に伴い、課程類型①に該当するご思議を促進して、キャリアコンサルタント資格(平成28年4月1日よ り名称独占の国家資格化)の養成課程(職業能力開発促進法に基づき厚労大臣が認定)が専門実践教育訓練給付の対象となることを明確化。

さらに、今後、以下の事項について、文科省の検討等を踏まえ、具体化を図る計画。

- 文科省にて創設を予定している**「新たな高等教育機関」**(平成29年通常国会に関連法案を提出予定)について、制度設計の具体化を 踏まえ、専門実践教育訓練給付の対象講座とすることを検討。
- ○文科省有識者会議における、職業実践専門課程等の専門学校における社会人の学び直しに関する議論を踏まえ、必要な措置を講じること を検討。









専門実践教育訓練給付対象講座拡大の方針① 高度IT技術等に関する講座の拡充

✓ 目的

○ IoT時代の到来に向けて質量両面で人材需要が高まっており、生産性向上、ひいては我が国の第四次産業革命を支える人材に求められる**高度情報セキュリティ分野等、「高度IT分野」をはじめ、産業界のニーズの特に高い分野のスキル**を専門実践教育訓練を活用して習得できるようにすることが、産業競争力強化・生産性向上の観点からも、雇用の促進・安定の観点からも重要。

✓ 現状

- 高度IT資格(ITSSレベル3以上)の取得を目標とする講座は、すでに専門実践教育訓練の対象だが、平成28年10月現在、指定は4講座に留まる。
- 特に高度な資格(ITSSレベル4以上)の取得を目標とする講座は、一般的に、受講者が一定の高いレベル(ITSSレベル3相当)の知識・技能を既に有することから、必然的に講座時間が短い高度のプログラムとなり、「120時間以上」という講座時間要件を満たし難い。
- 業界団体等関係者の見解として、資格の取得を目標としない教育訓練(ものづくり技術者のIT技術学び直し講座 等)のニーズも認められるが、現行の指定基準では対象外。

✓「働き方改革」に向けた取組

取組①

特に高度なIT資格の取得を目指す 講座の拡充【平成29年10月適用予定】

○ 情報処理安全確保支援士資格、プロジェクトマネージャ資格等、特に高度なIT分野の資格(ITSSレベル4以上)の取得を目標とし、受講者が既に一定の高い能力レベルにあることを前提とした講座に限り、IT分野の人材のキャリア形成の実態を踏まえ、現行の講座時間要件(120時間以上)に満たない短時間の講座も例外的に指定対象とすることで、技術革新等に応じた機動的な受講を可能とし、労働市場ニーズの高い高度IT人材の育成を推進。

取組2

生産性向上に寄与し、産業界のニーズの高い先端分野・高度スキル(**AI、IoT、ビッグデータ等**※)

に関する講座を指定対象に

【産業所管省庁の構想が具体化し次第、本格検討。 最短で平成30年4月適用予定】

※ 他に、ものづくり分野における I T活用やサイバーセキュリティ、サービス、デザイン・コンテンツ等の分野を想定

○ 産業所管省庁との連携のも と、

産業界のニーズを踏まえた職業 実践性の高い教育訓練として産 業所管省庁が認定する講座を指 定対象とする仕組みを検討。

取組③

我が国の生産性向上のための 高度IT技術等に関する 教育訓練プログラムを開発 【平成29年度より計画的に実施】

○ 取組②とも呼応し、「ITエンジニアのための、先端技術の学び直しプログラム」「自動車等、IT業界以外のエンジニアのための、IT技術獲得プログラム」等、高度IT技術に係る人材育成ニーズを踏まえた教育訓練プログラムを開発。

情報処理安全確保支援士···サイバーセキュリティに関する知識・技能を活用して企業や組織における安全な情報システムの企画・設計・開発・運用を支援し、また、サイバーセキュリティ対策の調査・分析・評価を行い、その結果に基づき必要な指導・助言を行う者。サイバーセキュリティ分野における初の国家資格(名称独占)として、平成28年10月に制度開始、平成29年4月に第1回試験実施予定。

専門実践教育訓練給付 対象講座拡大の方針② 子育て女性等のリカレント講座の拡充

✓ 目的

○ **出産・育児等によりキャリアを中断した女性**(子育て女性等)**の再就職・キャリアアップ**に資する 教育訓練を受講する機会の拡充

✓ 現状

- 子育て女性等の再就職やキャリアアップに焦点を当てた専門実践教育訓練給付対象講座は、「職業 実践力育成プログラム」(第4類型)として、以下のような例が存在するものの、**量的に乏しく、また、より短期間の講座を含めた多様な講座の開講を期待する**声もある。
 - (例)日本女子大学「リカレント教育課程」【294時間】(12ヶ月) 関西学院大学「ハッピーキャリアプログラム女性の仕事復帰・起業コース」【120時間】(6ヶ月) 明治大学「履修証明プログラム女性のためのスマートキャリアプログラム」【120時間】(6ヶ月)
 - ※ いずれも、事務系総合職を幅広く念頭に、人事労務、財務経理、営業販売、貿易事務、ビジネス英語、IT活用等の多様で実践的なプログラムを具備(一部選択科目)。企業の協力を得たインターンシップや説明会、キャリア面談等のきめ細かい支援を併せて行うもの。



✓「働き方改革」に向けた取組

- 子育て女性等の再就職・キャリアアップに資する**教育訓練プログラムの開発**
 - 子育て女性等のキャリア形成上の課題を分析し、子育て女性等が当該課題を解決しながら再就職・キャリアアルプを図るための教育訓練プログラム(例:企業インターンシップを充実させた講座、e-ラーニングにより受講可能な講座等)を開発。その成果を広く発信し、同様の講座の全国的な拡充を促進。
- 子育て女性等の再就職・キャリアアップに資する**短期間の教育訓練プログラムの開拓**
 - 文部科学省との連携のもと、「職業実践力育成プログラム」中、子育て女性等にとって受講しやすい短期集中型の講座であって、再就職・キャリアアップに資するものを開拓(例:有資格者の専門性のブラッシュアップのための講座等)。

専門実践教育訓練給付 対象講座拡大の方針 ③ e-ラーニング講座等の拡充

✓ 目的

- 教育訓練機関が十分に存在しない**地方部の者**や、**育児・介護等のために自宅を離れにくい者** に対し、通学の不要なe-ラーニングの講座により、多様で質の高い教育訓練の機会を提供する ことが必要。
- 技術の進歩・利用環境の改善等により明確化されつつある、高い質の講座を全国に配信可能、 受講者が自身のペースで学習可能等の e – ラーニングの利点をより積極的に活用する意義。

✓ 現状

- 現行の指定基準では、受講者の本人確認のため、「スクーリング(通学)との組み合わせ型」 の講座であることが必要。

(専門実践教育訓練講座数が1桁に留まる県/秋田県・滋賀県:2、山梨県:4、鳥取県:5、奈良県:6)

✓「働き方改革」に向けた取組

○ IT技術の進歩により、e-ラーニングの講座であっても相当な精度で本人確認を行うことが可能であること等を踏まえ、IT技術を用いた適切な方法により受講者の本人確認を行うことを要件として、**通学の不要な** e-ラーニングの講座も、指定対象とする。 【平成29年10月適用予定】

